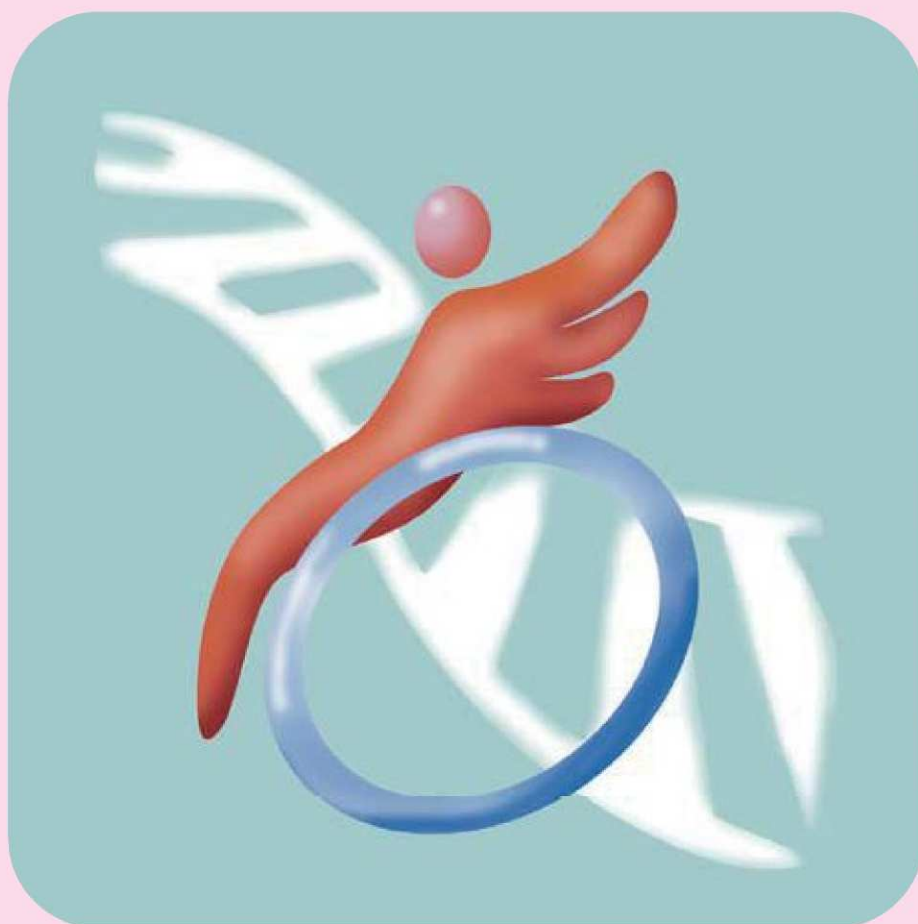


桃山地区バリアフリー
移動等円滑化基本構想に基づく

道路特定事業計画



すべての人が安全安心に
自由に往来できる温もりのある桃山



京都市
CITY OF KYOTO

● 道路特定事業計画を策定しました

京都市では、高齢者や障害のある方などが、安全で快適に安心して移動できる交通環境を整える様々な施策に取り組んでおり、その一環として、桃山駅周辺の徒歩圏を中心とした「桃山地区」を対象に「桃山地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」を平成27年3月に策定しました。

これを受け、基本構想に定められた重点整備地区内の生活関連経路について「道路特定事業計画」を策定しました。

今後、道路特定事業計画に基づき、京都府公安委員会や公共交通事業者と連携を取りながら、桃山地区のバリアフリー化を進めていきます。

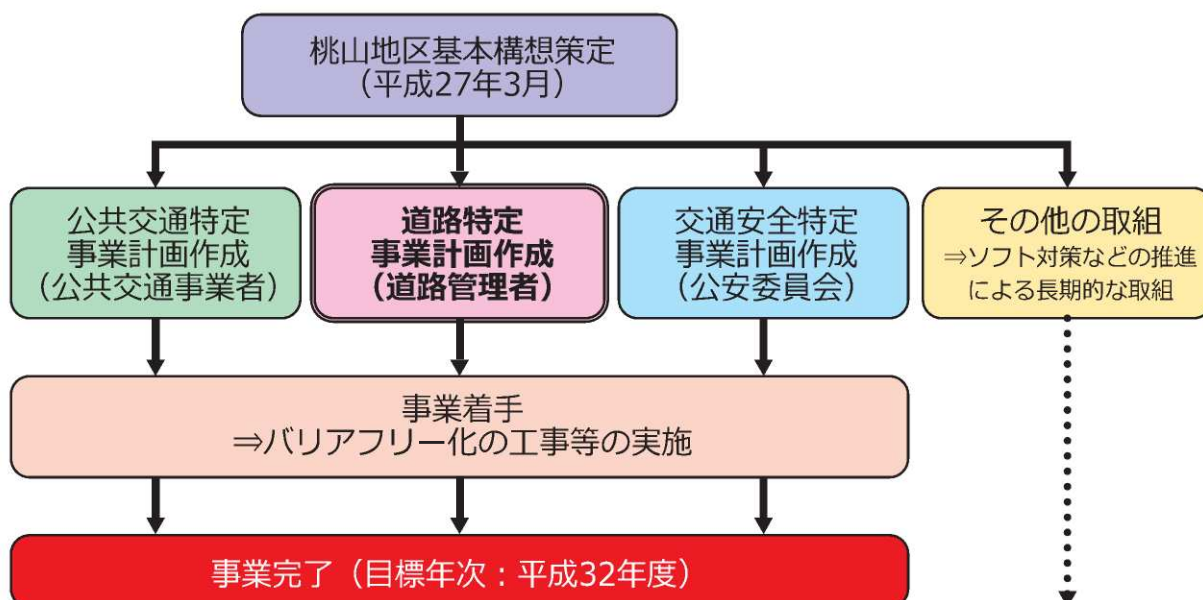
※「道路特定事業計画」とは、道路管理者が歩道の段差や勾配の改善等により、「重点整備地区」内の道路のバリアフリー化に向けて行う事業の計画です。



平成 26 年 6 月に市民の皆様や当事者の方々と現地調査を実施して意見交換しました。

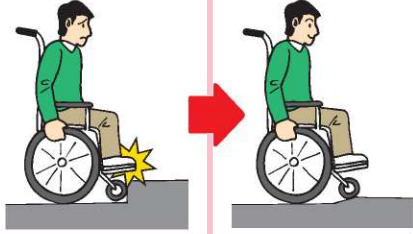
● 重点整備地区におけるバリアフリー化推進の流れ

平成32年度(2020年) を目標年次として、バリアフリー化が完了するよう特定事業を実施していきます。併せてソフト対策など、その他の取組については、平成33年度以降を含めた長期的な取組として進めていくこととします。

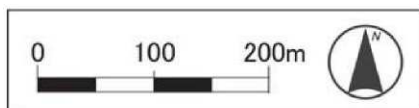
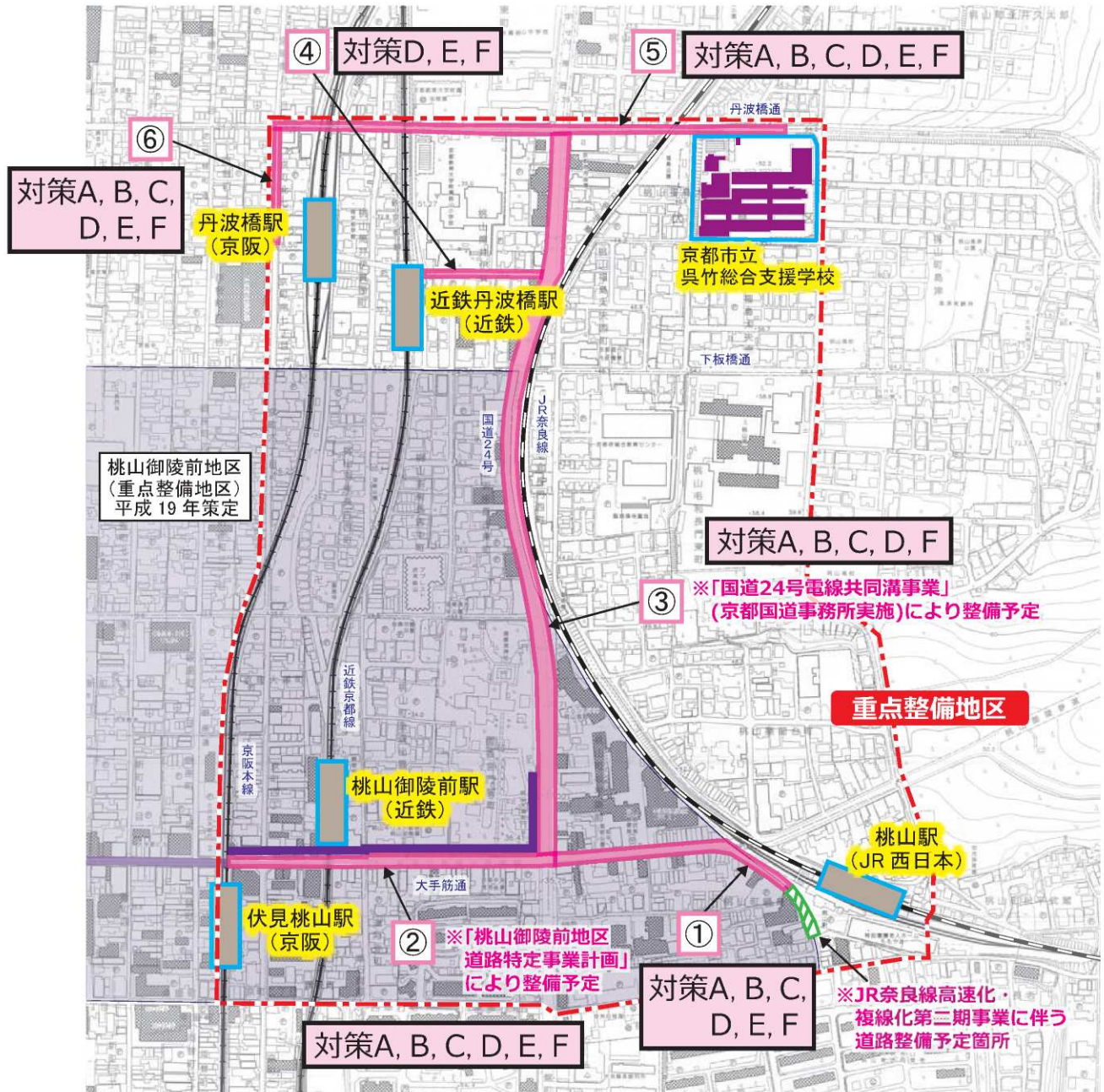
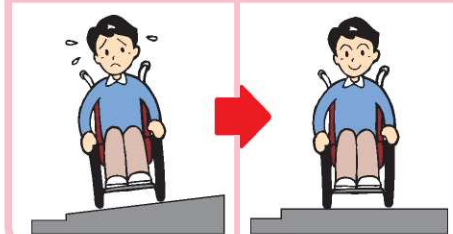


● 道路特定事業計画

対策A 横断歩道接続部等における
段差・勾配の改良



対策B 歩道一般部及び車両乗入部
における段差・勾配の改良

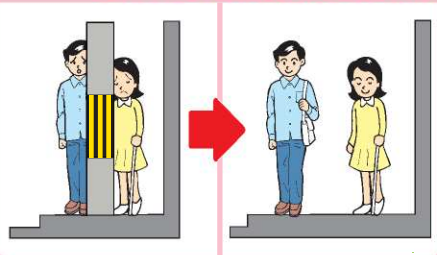


凡 例	
 	重点整備地区
 	生活関連施設
①	生活関連経路
 	生活関連経路 (桃山御陵前地区)
 	旅客施設 (鉄道)
 	教育施設

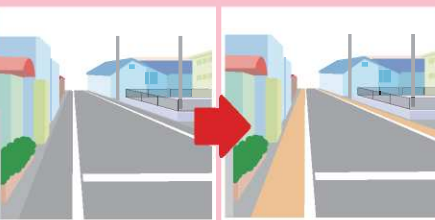
対策C 視覚障害者誘導用
ブロックの設置及び改良



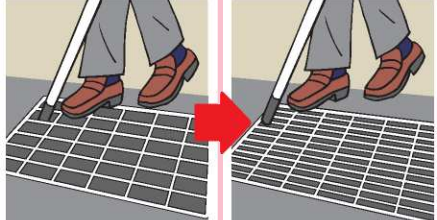
対策D 歩道拡幅の検討、
支障物の撤去及び移設の検討



対策E 歩行空間の明確化



対策F 柵蓋及びグレーチングの改良、
縁石の改修



● 道路特定事業計画以外のバリアフリー化対策

その他の道路事業について

生活関連経路に位置付けられていない道路等についても、重点整備地区内外を問わず、他の事業や維持管理を行う中で、関係者との協力のもとに、可能な限りバリアフリー化を図り、誰もが安心して移動できる道路環境の整備を進めます。

また、生活関連経路で計画していく他の事業とも調整して整備していきます。

ハードと一体となったソフト的対策について

桃山地区において既存の歩道の改良などによるバリアフリー化を図りますが、あわせてソフト的対策も進めていき、「すべての人が安全安心に自由に往来できる温もりのある桃山」の実現に向けて取り組んでいきます。

- ◆ 違法駐車・駐輪等の防止
- ◆ 市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供
- ◆ 学校教育における福祉教育の充実

自転車等撤去強化区域等の標識



道路利用啓発チラシ



案内情報の充実について

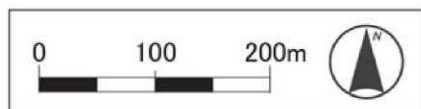
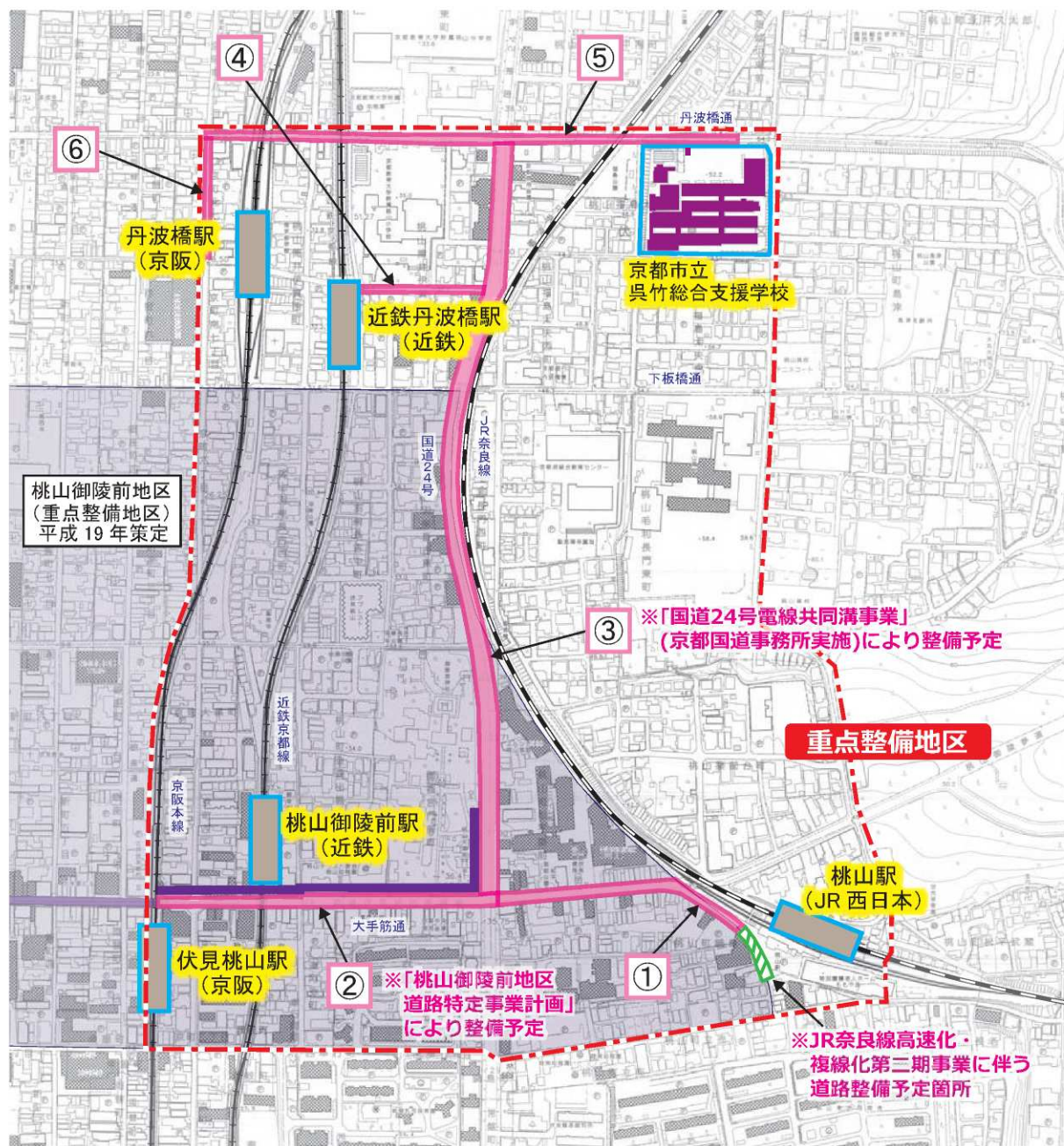
桃山地区は、生活関連施設への利用者等来訪者も多いことから、分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実に取り組んでいます。

- ◆ バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供
- ◆ 駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実



新聞やホームページへの掲載

バリアフリー生活関連施設・生活関連経路



凡 例	
 	重点整備地区
 	生活関連施設
①	生活関連経路
 	生活関連経路 (桃山御陵前地区)
 	旅客施設 (鉄道)
 	教育施設

● 整備内容と整備目標年次

経 路	路 線	事 業 内 容	目 標 年 次					
			H28	29	30	31	32	~
生活関連経路①	一般府道 桃山緯122号線 (大手筋通)	A:横断歩道接続部等における段差・勾配の改良 B:歩道一般部及び車両乗入部における段差・勾配の改良 C:視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良 D:支障物の撤去及び移設の検討 E:歩行空間の明確化 F:樹蓋及びグレーチングの改良, 縁石の改修						
生活関連経路②	主要府道 伏見柳谷高槻線 (大手筋通)	「桃山御陵前地区道路特定事業計画」により整備予定 A:横断歩道接続部等における段差・勾配の改良 B:歩道一般部及び車両乗入部における段差・勾配の改良 C:視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良 D:歩道幅員の検討 E:歩行空間の明確化(歩行者の安全対策の検討) F:樹蓋及びグレーチングの改良, 縁石の改修						
生活関連経路③	一般国道 24号	「国道24号電線共同溝事業」(京都国道事務所実施)により整備予定 A:横断歩道接続部等における段差・勾配の改良 B:歩道一般部及び車両乗入部における段差・勾配の改良 C:視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良 D:支障物の撤去及び移設の検討 F:樹蓋及びグレーチングの改良, 縁石の改修						
生活関連経路④	一般市道 桃山緯14号線	D:支障物の撤去及び移設の検討 E:歩行空間の明確化 F:樹蓋及びグレーチングの改良, 縁石の改修						
生活関連経路⑤	一般市道 丹波橋通	A:横断歩道接続部等における段差・勾配の改良 B:歩道一般部及び車両乗入部における段差・勾配の改良 C:視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良 D:歩道幅員の検討, 支障物の撤去及び移設の検討 E:歩行空間の明確化 F:樹蓋及びグレーチングの改良, 縁石の改修						
生活関連経路⑥	主要府道 大津淀線 (京町通)	A:横断歩道接続部等における段差・勾配の改良 B:歩道一般部及び車両乗入部における段差・勾配の改良 C:視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良 D:支障物の撤去及び移設の検討 E:歩行空間の明確化 F:樹蓋及びグレーチングの改良, 縁石の改修						

ただし、整備目標年次は現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況や事業の進捗状況により変更することがあります。

● 生活関連経路について

◆ 生活関連経路とは

「生活関連施設」相互を結ぶ経路のうち、重点的にバリアフリー化を図るべき主要な経路で、桃山地区道路特定事業計画で定めるバリアフリー化を図る経路は、桃山地区基本構想で設定した生活関連経路としています。

◆ 生活関連施設とは

相当数の高齢者や障害のある方などが利用する旅客施設、官公庁施設、教育施設などの各種施設で、桃山地区基本構想では以下のとおり設定しています。

【桃山地区の生活関連施設】

旅客施設	JR桃山駅, 近鉄丹波橋駅, 桃山御陵前駅, 丹波橋駅, 伏見桃山駅
教育施設	京都市立呉竹総合支援学校

桃山地区バリアフリー移動等円滑化基本構想に基づく 道路特定事業計画

京都市建設局道路建設部道路環境整備課
〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL 075-222-3570 FAX 075-213-0193

2017年（平成29年）3月発行 京都市印刷物 第 283174 号



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

